

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項及び第二十六条の五第一項の規定に基づき、平成二十五年金融庁告示第二十八号（金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示）及び平成二十五年金融庁告示第二十九号（金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成二十五年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

次に掲げる告示の規定中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十五年十一月四日」に改める。

- 一 平成二十五年金融庁告示第二十八号附則第二項
- 二 平成二十五年金融庁告示第二十九号附則第二項